3　工事内容　共通工、潜水探査工、浚渫工、土捨工、深浅測量
4　工事区分　港湾等しゅんせつ工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和４年３月22日から令和４年４月８日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで
⑵　受付場所
〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　２社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「港湾等しゅんせつ工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
１）発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
２）発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定した時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※令和３・４年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功　が公告する入札参加資格の認定を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

令和４年度笠岡バイパス新神島大橋鋼上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和４年３月18日
中国地方整備局長　多田　　智
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
1　工事名　令和４年度笠岡バイパス新神島大橋鋼上部工事
2　工事場所　岡山県笠岡市横島～神島地内
3　工事内容
工事延長　L＝440m
【新神島大橋】
鋼４径間連続合成細幅箱桁橋　L＝256.0m
（支間長：47.0m＋72.0m＋90.0m＋47.0m）
鋼橋上部　１式
工場製作工　958ｔ
工場製品輸送工　958ｔ
鋼橋架設工　１式
橋梁現場塗装工　１式
床版工　１式
橋梁付属物工　１式
鋼橋足場等設置工　１式
仮設工　１式
4　工期
契約締結日の翌日から令和７年１月31日まで
5　申請の時期
令和４年３月23日から令和４年４月18日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、当該工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書（特定建設工事）」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。
ホームページアドレス：http://www.cgr.mlit.go.jp/
「発注・契約・申請関係」―「一般競争参加資格関係」―「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。
⑵　申請書（特定建設工事）の提出方法　申請者は、申請書（特定建設工事）に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る）又はメールにより提出すること。
提出場所　中国地方整備局総務部契約課
メールアドレス　shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp
（メールにより提出する場合は上記ホームページに記載の提出方法を確認すること。）
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書（特定建設工事）とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年３月18日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書（特定建設工事）及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）以下「令和２年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和２年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。
ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
①　中国地方整備局における令和３・４年度「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。